仲 井 真 こ ど も 園 園 長 玉城 久美子

## こども園におけるインフルエンザの対応について

平素より本園の幼児教育・保育の推進にご協力くださり感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行への備えについてもお知らせしておりますが、あらためて、感染症等につきましては「保育所における感染症ガイドライン(厚生労働省)」に基づいた対応としております。なお、インフルエンザの出席等に関しては下記の取り扱いとなりますのでご確認ください。引き続き感染症対策にご協力よろしくお願いします。

## 1. インフルエンザの出席停止期間

①未就学児:『発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで』



②職員等: 『発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで』

③登園については、別紙1の登園許可願い(保護者記入)の提出をお願いします。

## 2. 休業等に関して

- ・出席停止となるのは、インフルエンザの発症者のみとなります。
- ・保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいられることができない年齢の子どもが利用するものであり、社会機能維持に重要な役割を担う施設であることから、コロナ同様、引き続き<mark>原則開所</mark>となります。
  - ※ 出席停止や休業においても保育料等は減免とはなりませんので、ご注意ください。